

議第135号

京都市体育館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9 月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市体育館条例の一部を改正する条例

京都市体育館条例の一部を次のように改正する。

第 4 条中「同月 4 日」を「同月 3 日」に, 「12月28日」を「12月29日」に改める。

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。

提案理由

京都市体育館の休館日を変更する必要があるので提案する。